



鳥取県公報

平成 23 年 8 月 2 日 (火)
第 8 3 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (441) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の休止の届出 (442) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (443) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (444) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (445) (経済通商総室) 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (446) (〃) 4
	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正 (447) (水産課) 5
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (448) (東部総合事務所福祉保健局) 9
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (449) (会計指導課) 10
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 10

告 示

鳥取県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ゆむら歯科医院	鳥取市湖山町南三丁目217	平成23年3月1日
駅南おうぎまち薬局	鳥取市扇町123-2	平成23年7月1日
ながい麻酔科クリニック	米子市東福原七丁目10-3	〃
新開山本クリニック	米子市上福原七丁目2-17	平成23年7月11日

鳥取県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	休止年月日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成23年5月1日

鳥取県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団三樹会 三宅医院	鳥取市大杵390-24	平成23年5月31日
ながい麻酔科クリニック	米子市西福原五丁目6-30	平成23年6月30日
医療法人社団三樹会 吉野・三宅 ステーションクリニック	鳥取市東品治町111-1	平成23年7月17日

鳥取県告示第444号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取市長	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	小腸（育成医療、更生医療）	平成23年7月1日
山本 泰久	米子市西福原四丁目5-6	医療法人社団やまもと 新開山本クリニック	米子市上福原七丁目1744-15	じん臓（育成医療、更生医療）	平成23年7月11日
医療法人社団三樹会 理事長 三宅 茂樹	鳥取市扇町176	医療法人社団三樹会 吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市扇町176	〃	平成23年7月18日
永井 小夜	米子市内町25	ながい麻酔科クリニック	米子市東福原七丁目10-3	整形外科（麻酔科）（育成医療、更生医療）	平成23年8月1日

鳥取県告示第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
地場産プラザ「わたたいな」 鳥取港海鮮市場からいち
鳥取市賀露町西三丁目323
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根國之 鳥取市賀露町西三丁目323
賀露中央海鮮市場協同組合 理事長 網浜幸夫 鳥取市賀露町西三丁目27-1
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 （仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設 鳥取港海鮮市場からいち
変更後 地場産プラザ「わたたいな」 鳥取港海鮮市場からいち
- 変更年月日
平成23年6月18日
- 変更する理由
開店するにあたり、小売店舗の名称を変更したため
- 届出年月日
平成23年7月12日
- 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年8月2日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸合西伯店

西伯郡南部町阿賀226-1

2 承継により変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 丸合不動産株式会社 代表取締役 田中 肇

米子市東福原六丁目12-40

変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

3 承継があった年月日

平成23年4月1日

4 承継の理由

グループ組織再編による会社合併のため

5 承継に係る店舗面積

1,581.37㎡

6 届出年月日

平成23年7月13日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の承継届出書

8 縦覧に供する期間

平成23年8月2日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町法勝時377-1 南部町役場企画政策課

鳥取県告示第447号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正する。

平成23年 8 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前					
第 1 経営等改善資金						第 1 経営等改善資金					
種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期	種類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
操船作業省力化機器等設置資金	次に掲げる機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金	自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合にはあつては1台につき500,000円、 <u>サイドスラスト</u> を設置する場合にあっては1台につき4,000,000円、レーダーを設置する場合にはあつては1台につき1,800,000円、 <u>サイドスラスト</u> を設置する場合にはあつては1台につき1,200,000	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）並びに中小企	略	略	操船作業省力化機器等設置資金	次に掲げる機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金	自動操だ装置を設置する場合にあっては1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合にはあつては1台につき1,800,000円、 <u>レーダー</u> を設置する場合にはあつては1台につき1,300,000	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織する団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）並びにこれら	略	略

装置			装置		げる措
略			略		置を行
乗組員安全機器等設置資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1 転落防止用手すり 2 安全カバー装置 3 揚網機安全装置	転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては 500,000円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては 400,000円	乗組員安全機器等設置資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1 転落防止用手すり 2 すべり止め 3 安全カバー装置 4 揚網機安全装置 5 船上トイレ	う場合における当該認定中小企業者
救命消防設備購入資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金 1 救命胴衣 2 消火	救命胴衣又は消火器を購入する場合には 100,000円、イーパブを購入する場合には 600,000円、レーダートランスポンダを購入する場合には 650,000円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合には 1 件につき 1,300,000円	救命消防設備購入資金	次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金 1 膨脹式救命いかだ 2 救命胴衣 3 救命浮環又は救命浮輪 4 信号紅炎 5 消火	膨脹式救命いかだを購入する場合には 500,000円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合には 100,000円、イーパブを購入する場合には 600,000円、レーダートランスポンダを購入する場合には 650,000円

	器 3 イー パブ 4 レー ダート ランス ポンダ 5 小型 漁船緊 急連絡 装置						器 6 イー パブ 7 レー ダート ランス ポンダ				
漁船 転覆 防止 機器 等設 置資 金	次に掲げ る機器等 で知事が 別に定め る基準に 適合する ものの設 置に必要 な資金 1 漁獲 物の横 移動防 止装置	漁獲物の横 移動防止装置 を設置する場 合にあつては 300,000円、甲 板上の魚そう を廃し、これ に代えて甲板 下に魚そうを 設置する場合 にはあつては 1,000,000円				漁船 転覆 防止 機器 等設 置資 金	次に掲げ る機器等 で知事が 別に定め る基準に 適合する ものの設 置に必要 な資金 1 漁獲 物の横 移動防 止装置 2 甲板 口のコー ミング 3 甲板 口の閉 鎖装置 4 甲板 下の魚 そう	漁獲物の横 移動防止装 置、甲板口の コーミング又 は甲板口の閉 鎖装置を設置 する場合にあ つては 300,000円、甲 板下に魚そう を設置する場 合にあつては 1,000,000円			
略						略					

鳥取県告示第448号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月2日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
特定非営利活動 法人ラ・ルーチ ェ「絆縁」	鳥取市湖山町 西一丁目105 -9	障がい者活動セン ター「絆縁」	鳥取市湖山町西一丁 目105-9	就労継続支援 B型	平成23年8月 1日

鳥取県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委任させた事務
鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
- 委任を受けた出納員
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課
副主幹 福田 高之
- 委任期間
平成23年7月30日から同年9月2日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成23年8月2日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 開催の日時、場所等
散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習
大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成23年8月19日 午前9時から正午 まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃 等に適合する実包	6人
平成23年9月16日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

平成23年10月21日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
-------------------------------	---	---	---	---

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。